

# 秋ヶ瀬公園の施設管理に係るルール

秋ヶ瀬公園管理事務所

## 1 施設利用に関する禁止事項（全般）

- ① 公園施設に傷をつけたり汚すこと
- ② 花や木を折ったり、取ったりすること
- ③ 動物を傷つけたり、つかまえたりすること
- ④ 許可無くミドリシジミを捕獲し、又は殺傷すること
- ⑤ 駐車場以外へ、自動車・オートバイを乗り入れること
- ⑥ ラジコン飛行機、ゴルフ等をする事
- ⑦ 火気を使用すること（炊飯場、バーベキュー区画割を除く）
- ⑧ 花火、落書きをすること
- ⑨ 許可なく物品販売、商業用撮影、貼紙等をする事
- ⑩ イヌ・ネコ等の放し飼いをすること
- ⑪ 飼い主がイヌ・ネコ等のフンを放置すること
- ⑫ ゴミを公園内に捨てること
- ⑬ 立ち入り禁止区域に侵入すること
- ⑭ その他、公園での他の利用者に危険をおよぼしたり迷惑をかけること
- ⑮ 他の人に迷惑となる行為

## 2 駐車場利用に関する禁止事項

- ① 公園利用以外に駐車をすること
- ② 車両の洗車等をする事
- ③ 指定の場所以外に駐車すること
- ④ その他、利用者の迷惑になる行為をすること（騒音、アイドリング等）

## 3 運動施設利用に関する案内（看板）

- ① 必要な手続をしてからプレーをして下さい。
- ② 用具は大切に取扱い、使用後は所定の場所に戻して下さい。
- ③ 使用中のケガ、事故等に十分注意して下さい。
- ④ 使用後は、グラウンド整備をしてゴミ等は、きれいに片付けて下さい。
- ⑤ 施設内には、自動車、バイク、自転車等を乗り入れないで下さい。
- ⑥ 決められた時間は守って下さい。
- ⑦ テニスコートを使う方はテニスシューズを使用してください。
- ⑧ その他、係員の指示に従って下さい。

## 4 炊飯場、バーベキュー区画割に関する禁止事項

- ① 炊飯場、バーベキュー区画割以外でバーベキューをすること
- ② 直火を使用すること
- ③ 炊飯場を利用時間外で使用すること
- ④ 炊飯場・バーベキュー場内でキャッチボール・サッカー・バトミントン・フリスビー等、その他の迷惑行為をすること
- ⑤ 炭以外のゴミを放置すること
- ⑥ 所定の場所以外に炭を捨てること
- ⑦ 洗い場を汚すこと
- ⑧ 洗い場にゴミを流すこと
- ⑨ 洗い場で火を使用すること
- ⑩ その他、公園での他の利用者に迷惑をかけること